

# 国出先機関改革

2012年12月27日

関西広域連合議会総務常任委員会

新川達郎(同志社大学)

# 国出先機関改革の歴史

- 戦後改革からの課題:出先機関整理
- 第2臨調(81-83年):出先機関の統合、全国8ブロックに
- 1~3次行革審(臨時行政改革推進審議会)の審議:行革と分権から廃止・整理してはどうか
- 1994年広域連合制度の設置:国権限移譲
- 地方分権改革:国から地方への権限移譲、進まない改革に出先機関廃止縮小論続出

# 国出先機関改革の歴史2

- 2005年関西分権改革研究会、2006年関西分権改革推進委員会、報告：連合設立と出先機関事務の移譲を
- 2007年国の地方分権改革推進委員会：国出先機関の廃止・縮小方針
- 2008年答申：国道・河川の移譲、出先機関統合と事務移譲、実現されず
- 2009年地域主権戦略会議：原則廃止へ

# 国出先機関改革の歴史3

- 2010年6月地域主権戦略大綱閣議決定:原則廃止、ゼロベース見直し方針
- 2011年12月アクションプラン~出先機関の原則廃止に向けて、閣議決定
- 2012年4月出先機関移譲特例制度基本構成、地域主権戦略会議了承
- 2012年11月国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案、閣議決定
- 国会上程せず、解散総選挙へ

# 国出先機関改革の本義

- 行政改革の視点:縦割り、非効率、
- 地方分権:権限移譲、地方的事務は地方に、近接性、効率性
- 国と地方の2重行政(無駄、非効率、行政責任の不明確)の一元化
- 国の本来的事務に限定する考え方

# 法案形成時の特徴

- 関西広域連合の設立を受けた法案：従来の国の事務の論拠の打破（広域性、事務処理能力等）
- 各地域の状況を踏まえた法案：四国、九州などの動向
- 全国知事会や関西などからの働きかけ

# 法案の概要1: 目的、趣旨

- 地方自治体が広域行政を自主的総合的に担うため、特定行政機関の事務事業を特定広域連合に移譲する
- 国地方の適切な役割分担と連携の下行政効率化と住民福祉の向上
- 特定地方行政機関: 地方支分部局(組織法)
- 移譲対象特定地方行政機関: 経済産業局、地方整備局、地方環境事務所

# 法律の概要2：定義

- 特定広域連合等：2都道府県以上の広域連合、北海道、沖縄県
- 移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包含するもの（政令で定める区域を除く）

# 事務等移讓基本方針

- 政府が事務移讓の基本的方針を閣議決定
- (方針): 移讓の意義と目的、
- 促進施策、
- 事務移讓計画の基準、
- 政府の措置の計画、
- 移讓の評価

# 事務移譲計画

- (手続)特定広域連合等が、区域の都道府県市町村の意見聴取して計画を策定し議会の議決を経て、首相に申請、認定を受ける
- (計画内容)名称、移譲対象期間、区域
- 事務等移譲計画の目標、
- 内閣府令で定める実施体制事項
- 関連事務の効果的効率的実施
- 計画認定基準:方針適合、事務の円滑確実な執行、主務大臣の同意

# 国の関与

- 政令による国の関与
- 首相の措置要求権、認定取消権
- 移譲事務に関する国の関与の政令制定
- 毎年度広域連合による実施計画の策定と関係機関との協議と同意
- 非常事態における国の協力要請、必要な措置の指示権限

# 組織と移行体制

- 特定広域連合の連合委員会方式設置の特例
- 事務領域ごとの補助職員の設置
- 国の事務等移譲推進本部設置
- 事務移譲関係法律は別表に
- 経過措置：職員引き継ぎ、財産権の承継、財政措置

# 法案の特徴

- 事務移譲に慎重な手続と内容（地方不信？）
- 国と地方の機関や事務を法律で「特定」：制限的な機関と事務移譲の範囲
- 事務移譲手続きの厳格：市町村参加、主務大臣同意、首相の認定
- 国の関与規程：首相の措置要求権、所管行政機関の日常的関与権、非常事態の関与
- 検討事項の残存：移譲事務の未確定部分

# 政権交代後の出先機関改革

- 政権交代で不透明に：上程もされなかった
- 積極的な政党：民主党、維新の会、みんなの党等
- 地方分権、道州制に熱心：自民、公明
- 自民党公約：道州制実現の中で行う国出先機関改革
- 不透明な出先機関改革、政治主導の道州制改革と連動するか？